

# 令和6年度果樹先導的取組支援事業の事前要望調査について

果樹園地の施設整備などを支援する「果樹先導的取組支援事業」の実施要望を受付いたします。事業を希望する方は、最寄りの営農センターまでお問い合わせください。

## I. 助成対象者

(1) 南予地域果樹産地協議会 果樹産地構造改革計画で位置づけられた担い手(下記のいずれかに該当する者)

①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町基本構想の水準到達者 ④特定農業法人  
⑤農地所有適格化法人 ⑥人・農地プランに位置付けられた中心経営体  
※令和5年12月末時点

(2) 事業実施から4年後までに以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 改植及び新植後の農業者の面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること。  
イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること。

## II. 主な事業メニュー

| 事業内容  | 補助率(税込)    |
|---|------------|
| 1. キウイフルーツへの改植  | 事業費の1/2以内  |
| 2. キウイフルーツの新植   | 事業費の1/2以内  |
| 3. 用水・かん水施設の整備  | 事業費の1/2以内  |
| 4. 特認事業<br>(1) モノレールの新設・延長・上位更新<br>(2) 防霜ファン・防風ネットの整備 | 事業費の1/2以内  |
| 5. キウイフルーツ用の果樹棚の新設<br>※改植・新植と一体に行うものに限る               | 事業費の1/2以内  |
| 果樹未収益期間支援事業<br>(改植・新植後の幼木管理費を支援)                      | 定額22万円/10a |

※国庫事業であり、細かな要件で対象とならない場合や、申請しても必ず採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

## III. 工期(予定)

着手: 令和6年9月 完了: 令和6年12月末

## IV. 募集期間

令和5年11月20日(月)~令和5年12月15日(金)

## V. 問い合わせ先

JAえひめ南 営農企画振興課 22-8151

各 営農センター 宇和島 22-7722 吉田 52-2939 三間 58-3322  
鬼北 45-1313 津島 32-5951 南宇和 72-1160